

大青工業株式会社 安定型最終処分場変更許可申請
に係る質問・意見等について

番号	質問・意見等	回答
1	<p>申請書概要版 5-2</p> <p>浸透水処理施設の設計方針について「・・・異常降雨時・停電時は、小型発電機及び仮設水中ポンプにて直接排水を行う。」と記載されているが、直接排水に切り替える判断基準は設定されているかどうか。処理施設や調整水槽への流入量（もしくは保有量）のモニタリングの頻度はどれぐらいか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・過去 20 年間の仙台市での降雨量を入力し、年間最大降雨年（2006 年）、月間最大降雨年(2008 年)を算出し、その年も出し入れ計算を実施した結果、最大内部貯留量が 60m³ と算出いたしました。 ・2018 年の中部豪雨や 2019 年の台風 19 号の災害時等、異常降雨時にならないと仮設水中ポンプの稼働は必要ありません。 <p>添付【資料 2-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異常降雨が予測される場合は、事前に水処理施設の運転調整を行い、調整槽等を出来るだけ空にし、集水ピット内の水量の確認により、集水ピットの半分以上に水位が上昇した際に仮設ポンプにて直接排水を行います。 ・処理施設や調整水槽への流入量（もしくは保有量）のモニタリングは、毎日の点検として実施いたします。
2	<p>申請書概要版 5-20</p> <p>送水管のルートについて「・・・維持管理において敷設替えが可能となるように曲管を設けない（直線配管）ルートとすることが望ましい。」と記載されているが図面中のポンプ送水管は直線配管を組み合わせることで 2 ヶ所で 90° 折れ曲がっている。このような流路の場合でも、流出量等は申請書記載の計算で問題ないかどうか。また、屈曲することによる配管中の堆積物の問題は発生する可能性はないかどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・送水管のルートについての説明は、送水管ルート変更前の記述をそのまま記載してしまい、現在の送水管ルートの図と合わない表記となっておりますので、文章を修正いたします。 <p>添付【修正資料 1】</p> <p>今回はポンプ圧送方式を採用しており、曲部での管路ロスが発生しますが、ポンプの性能曲線より決定をおこなっております。十分な能力のポンプを使用する計画とし流出量への不足は発生しないものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堆積については圧送による排水のため、配管中への堆積は発生しないものと判断されます。

3	<p>現処分場の場内環境改善のための搬入物抜き取りによる簡易溶出試験の方法について教えてほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現場に準備してある 1 m³の生コンバケット内にブルーシートを敷き、そこへ搬入された廃棄物を 1 m³投入、水を注入し、その水を採水し分析機関にて検査を実施しています。分析の結果は、あくまで参考値として排出事業者とのコミュニケーションに利用しています。
4	<p>大雨時どのくらいの降雨量で水中ポンプの稼働が必要となるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・過去 20 年間の仙台市での降雨量を入力し、年間最大降雨年 (2006 年)、月間最大降雨年(2008 年)を算出し、その年も出し入れ計算を実施した結果、最大内部貯留量が 60m³ と算出いたしました。 ・2018 年の中部豪雨や 2019 年の台風 19 号の災害時等、異常降雨時にならないと仮設水中ポンプの稼働は必要ありません。 <p>添付【資料 2-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異常降雨が予測される場合は、事前に水処理施設の運転調整を行い、調整槽等を出来るだけ空にし、集水ピット内の水量の確認により、集水ピットの半分以上に水位が上昇した際に仮設ポンプにて直接排水を行います。
5	<p>(そば畑)作業道を廃棄物搬入車両が通行することについて 作業道の土地所有者(個人)と作業道使用についての覚書を結んでも、そば畑所有者や畑の利用が共有であれば、共有者にも道路使用についての同意を得ておく必要があるのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・覚書は、土地の所有者で、そば愛好会の代表者と結んでおり、他 4 名からも同意を得ています。 添付【資料 2-2】

6	<p>災害時の浸透水放流方法について</p> <p>「異常降雨時は小型発電機及び仮設水中ポンプにて直接排水を行う」とあるが、小型発電機及びポンプが設置できない場合(大雨により処分場に行けない、大雨により設置が危険など)、小型発電機が浸水により使用不能となった場合、小型発電機の燃料が枯渇した場合等のリスクを考えると、電力を使用しない別な放流方法(防災調整池へのバイパス管の設置など)も備えておく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水中ポンプは豪雨が予想される場合、事前に設置を行います。また発電機は屋内(水処理施設内)に設置します。 ・バイパス管等の設計については、今後仙台市と協議を行います。 ・日頃より発電機の燃料を確認し常に満タンにしておきます。燃料は消防法を遵守し安全に保管します。
7	<p>浸透水処理施設設計に係る想定降雨量について</p> <p>過去20年の年間平均降雨量直近上位年(2009年)の降雨量を用いて必要な調整水槽の容量を算出し内部貯留なく処理できること、及び年間最大降雨量(2006年)でも内部貯留量(60 m³)で対応できることは理解したが、2006年、2009年の降雨データでは、1日何ミリで何日間連続で降り続いたのか、過去20年間で最悪(日あたり降雨量が最大 or 連続)の場合(設定した水処理施設(400 m³/日)及び調整槽(923 m³))ではどうなのか、など様々なリスクに対してどのように対応するのか示していただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・P1-235にて20年間の降雨量を入力し、年間最大降雨年(2006年)と月間最大降雨年(2008年)を算出し、その年も出し入れ計算を実施した結果、最大内部貯留量が60 m³と算出いたしました。 ・2009年10月に降った2日間で、1日目が8.5 mmで2日目が106.5 mm降った時が最大調整容量となっております。 <p>添付【資料2-3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年の中部豪雨や2019年の台風19号による豪雨時の検討を実施し、対策を検討いたしました。添付【資料2-1】
8	<p>浸透水処理水量について</p> <p>現在の浸透水量(旧埋立地+H29拡張埋立地)と今回拡張埋立地からの浸透水量の違いはどのくらいか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・旧埋立地+H29拡張部の水処理範囲は、既存集水管埋立完了面積51,065 m²+ 既存集水管埋立面積19,486 m²=70,551 m² ・拡張部の水処理範囲は、増設集水管埋立完了面積8,358 m²+ 増設集水管埋立面積14,453 m²=22,811 m² <p>全体面積70,551 m²+22,811 m²=93,362 m²</p> <p>これにより、旧埋立地+H29拡張部が全体の約75%、今回の拡張部が約25%の割合となっております。</p> <p>添付【資料2-4】</p>

9	<p>浸透水処理設備計画流入水量につきまして、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領（2010改訂版）によりますと、降水量データについて「近傍にこれらの施設がない場合には、事前に観測を行い、計画地に最も近い気象台や測候所のデータとの相関を調査し、補正を行うなどが必要である」と記されています。降水量につきましては仙台気象台のデータを使用されていますが、現地との差は大きくないと考えてよろしいのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 過去の維持管理実績から、実際に処分場施設（水処理施設・浸透水調整槽・内部貯留）に容量不足も発生しておらず、仙台気象台データと現地との差は大きくないと考えます。
10	<p>浸透水の収支計算（P1-250～289）において、嫌気日数が記載されていますが、嫌気日数は「内部貯留が有り」の日数を示しているのでしょうか。その考え方をお知らせください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> そのとおりとなります。
11	<p>活性炭ろ過器設備の使用については、水処理施設と別個に検討しています（1-327～）。この両者はどのような関連性をもって運転しているのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 通常時の拡張部の水処理施設は、400 m³/日にて検討しておりますが、水質に変化がみられた場合は、別ルート of 活性炭ろ過設備を通すルートにて水処理を行います。 この活性炭ろ過設備は、現状 100 m³/日の処理能力しかありませんので、1日の活性炭ろ過設備処理能力＝放流量が、100 m³/日となってしまう、浸透水を処理しきれないため、改造を実施する能力の検討を行っております。 P1-328にて活性炭ろ過設備を 200 m³/日増設することで、過去 20年の仙台気象台降雨量は、調整槽+内部貯留にて、処理が可能との結果が出ております。 なお、異常降雨時は通常ルート(400 m³/日)を使用します。

12	<p>道路交通騒音の評価（申請書：16-31）につき、当該地域が地域類型の指定されていない地域であるので、地域用途が類似していると考えられる地域類型の環境基準を準用すること自体に異議はない。しかし、A 地域ではなく B 地域を選択したことに対する合理的な理由が不明である。</p> <p>地図から判断する限り、A 類型では認められない工場等が設置されているようには見えない。類型指定によって加えられる土地利用の制限を鑑みると、本地域の居住実態は、B 地域よりは A 地域に近いように見受けられる。</p> <p>また、騒音の測定結果をみると、<u>A 地域の基準であつても現状で十分に満たしている</u>。それゆえ、住民の生活環境保全の観点からみても、A 地域の基準を準用し、今後もそれを守る方向で環境配慮することが求められる地域であると考えられる。</p> <p>以上より、この地域は A 地域の基準を準用して評価すべきであるとする。また、どうしても B 地域の基準を準用したいのであれば、その合理的な根拠を示すべきである。</p>	<p>・騒音測定を実施している"No.1 埋立作業"、"No.2 廃棄物運搬車両の走行"はいずれの地点も市街化調整区域に該当します。"No.1 埋立作業"地点は、工場・事業場に係る騒音の規制基準の”第二種区域”に当てはまります。工場・事業場に係る騒音の規制基準の”第二種区域”とは、「第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域及び地区の指定のない地域」であり、"No.2 廃棄物運搬車両の走行"についても、騒音に係る環境基準のうち、第一種住居地域等に当てはまる"B 地域"と比較いたしました。</p> <p>なお、搬入車両の増加はありませんので、現況の騒音・振動と変わりはありません。</p> <p>今後も、引き続き A 地域の騒音・振動の基準をクリアするように努めてまいります。</p>
13	<p>上述で述べた評価基準の問題はあるものの、他に、騒音・振動に係る記載内容に問題はない。そのため、搬入車両の通行数が変わらず、処分場内で用いる重機の数の変更もない本案件で、騒音・振動を環境影響調査の調査項目として非選定としたことは合理的であるとする。</p>	<p>・了承いたしました。</p>
14	<p>異常降雨時・停電時は、どのように対応するのか。</p>	<p>・添付【資料 2-3】の降雨データを参考に台風等により、1 日降雨量が 200 mm 以上が予測される時は、異常降雨時対策(発電機・仮設水中ポンプ等)の準備を行い、降雨時点で処分場に駐在し、水位標を設置した集水ピットの監視を行います。</p> <p>・停電時対応は、質問 6 の回答と同じに行います。</p>